

# 処 分 基 準

基準の名称	障害者就業・生活支援センターに対する監督命令	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
障害者の雇用の促進等に関する法律	30, 31	障害者就業・生活支援センターに対する監督命令
基 準 の 内 容		
<p>1 事業計画等の提出</p> <p>(1) センターは、毎事業年度、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、「障害者就業・生活支援センター事業計画書及び収支予算書」を作成し、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、遅滞なく、「障害者就業・生活支援センター事業計画変更承認申請書」を知事に提出しなければならない。</p> <p>(2) センターは、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、「障害者就業・生活支援センター事業報告書」及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (監督命令)</p> <p>知事は、センターの適切な運営に必要な限度において、センターに対し、法第28条に定められた業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>		